

「千葉県男女共同参画計画(第2次)」について

平成19年1月18日
総合企画部男女共同参画課
電話 043(223)2372

千葉県では、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、新たに「千葉県男女共同参画計画(第2次)」を策定しました。

計画の策定に当たっては、白紙の段階から県民と行政が協働することとし、42か所の県民等主催の集会で直接意見を聴取するとともに、3回の意見募集や7か所のタウンミーティング等で提案された意見をもとに、官民協働の組織である「千葉県男女共同参画計画策定作業部会」で検討を重ねました。

2025年に向け、「女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会の実現を目指します」を基本理念とし、男女共同参画施策を推進していきます。

1 計画の位置づけ

○男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県法定計画

2 計画策定の経緯

○平成13年3月に策定した「千葉県男女共同参画計画」の事業計画期間終了に伴い、社会経済情勢の変化等を考慮し、長期的な施策の方向性を定める基本計画部分を見直すとともに、平成18年度から22年度までの事業計画を含む新たな計画を策定することとしました。

○策定に当たっては、白紙の段階から県民の意見を聴取することとし、県内各地域で開催された42か所の県民等主催の集会において、日常生活の場で感じていることや実情などについて意見を聴いたほか、アンケートやホームページでも意見を収集しました。

○計画の白紙段階で3か所、骨子案段階で4か所と、県内各地で実行委員会と県の共催による男女共同参画に関するタウンミーティングを開催するとともに、10か所のミニタウンミーティングや3度にわたる意見公募(白紙段階・骨子案段階・計画案段階)を行い、できる限り計画に反映させました。

3 本計画の期間

- 基本計画：本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画期間は、平成18（2006）年度から平成37（2025）年までの20年間とします。
- 事業計画：具体的な施策について定める事業計画期間は、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間とします。

4 計画の基本的な考え方

- 3つの視点 男女共同参画を「人・時・場」の3つの視点からとらえ、20年後の県が目指すべき姿としての基本理念を導きだしました。

人：女性も男性もひとりの人として尊重され、その意思が大切にされ、それぞれが認め合える関係の創造を目指します。

時：いつの時でも、誰もがその人らしくあるために、その時々のある方を見つめ、生涯にわたって女性も男性もいきいきと過ごしていける時の創造を目指します。

場：それぞれの場において、みんなが個性を認め合い、女性も男性もその人らしく生きていける社会や地域の創造を目指します。

- 基本理念

女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会の実現を目指します

5 計画の特徴

- 計画策定の指針

基本法の理念に沿いながら、県民に男女共同参画が身近な問題であることを広く理解してもらえようわかりやすい表現に努めました。

- 新たに盛り込んだ分野

- ・防災（災害復興を含む）分野への女性の参画
- ・地域づくりとしての男女共同参画

- 当初5か年に行う事業計画について2つの重要課題を設定

- ①全国比でおしなべて低い状況にある政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ②県内の地域格差解消のための市町村や民間との連携・協働の促進

- 計画の進捗状況を管理するための74の指標と目標値等を設定

基本計画に係る指標16については5年後と20年後の2種類を設定
事業計画に係る指標58については原則として5年後のみ設定

(一部他部局の計画に関する事業について目標年次が異なる)

6 計画の体系

目標

基本的な課題

施策の方向

【基本理念】

女性も男性も人として尊重され、その人らしく生きることができ、それぞれが個性を認め合える社会、そして平等な社会の実現を目指します

計画の推進

- 1 県における推進体制の充実・強化
(計画評価専門部会の設置等)
- 2 市町村との連携の強化
(千葉県男女共同参画地域推進員の設置等)
- 3 民間と行政との連携の強化
(千葉県男女共同参画推進連携会議の設置等)
- 4 国、各都道府県との連携の強化

I みんながその人らしく生きることができ、みんなで誰をも尊重し合い、自立をはぐむ社会を目指します

1 みんなの人権の尊重と侵害の解消

- ①女性と男性の間に生じるあらゆる暴力の根絶
- ②性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり
- ③マスメディアにおける女性の人権への十分な配慮
- ④防災(災害復興を含む)等における女性の人権への十分な配慮

2 教育の場における男女平等に関する教育・学習の促進

- ①学校における男女平等に関する教育・学習の促進
- ②社会における男女平等に関する教育・学習の促進

3 男女平等の視点に立った意識変革と制度・慣行の見直しのさらなる促進

- ①固定的な男女の役割分担意識の是正と制度・慣行の見直し
- ②男女共同参画に関する調査研究の推進と情報の収集、提供

II みんなが政策・方針決定の場に参画できる機会を持てる社会を目指します

1 政策・方針決定過程における女性の参画促進

- ①企業、各種団体・機関等における方針決定過程への女性の参画促進
- ②行政における政策決定過程への女性の参画促進
- ③女性のエンパワーメントのための教育・学習機会の充実

1 労働の場における男女平等の促進

- ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農林水産業における男女のパートナーシップの確立
- ③自営業者、家族従業者、起業家等に対する支援
- ④多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備
- ⑤働く女性の母性保護

III みんなが家庭・地域・職場において持てる能力を発揮し、人間らしく調和のある生活ができる社会を目指します

2 ライフステージに応じた仕事と生活の調和の促進

- ①社会全体での子育て、介護支援の促進
- ②ワーク・ライフ・バランスの実現(働き方の見直し)
- ③家事、子育て、介護等への男女共同参画の促進
- ④再就職希望者に対する支援
- ⑤ひとり親家庭等への自立支援

3 男女がともに担う地域づくりの促進

- ①地域活動への男女共同参画の促進
- ②いきいきと活力ある農山漁村の実現

4 地球市民として国際社会と協働できるまちづくりの促進

- ①国籍にかかわらずともに暮らせる環境づくりの促進

IV みんなが生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる社会を目指します

1 生涯を通じたからだ心と社会的な健康づくりの促進

- ①性差を踏まえた総合的な健康支援施策の推進
- ②女性の健康等に関する意識の浸透
- ③妊娠・出産に関する健康支援の充実

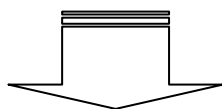
2 高齢者・障害者の生活の充実

- ①高齢者・障害者福祉への男女共同参画の促進
- ②高齢者・障害者の自己決定と自己実現を可能にする社会環境づくり

7 計画の概要

基本計画 (20年間の長期的な施策の方向)

- 4つの目標・10の基本的な課題・29の施策の方向を提示。
- 基本的な課題ごとに県の現状と課題を検討し、それぞれに必要な施策の方向と具体的取組を記載。
- 県民意識調査や県の現状に関する各種データ等を課題毎に紹介するとともに、末尾に県民意見からの抜粋を紹介。
- 計画の推進については、①県独自の推進②市町村との連携③民間との連携④国等との連携の4つの柱ごとに施策を明記。
- 用語解説はそれぞれの初出ページに記載するとともに、巻末の参考資料にもまとめて掲載。



事業計画 (5年間の具体的な施策)

- 施策の方向ごとに庁内各課の男女共同参画関連事業をまとめ、219事業、延べ267事業を掲載。
- 2つの重要課題を設定
 - 1 千葉県男女共同参画推進連携会議をはじめとする県民や民間との協働による男女共同参画の促進
 - 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 主な事業
 - ・苦情処理機関の設置
 - ・DV被害者支援事業
 - ・事業所表彰及び事業所向け広報誌の発行
 - ・農山漁村男女（とも）に参画いきいき支援事業
 - ・子育てお母さん再就職支援センターの整備
 - ・子育て地域力強化モデル事業
 - ・ちば県民共生センター等の整備
 - ・女性のための健康支援事業

74の指標と目標値等を設定して進捗状況を管理

基本計画に関する指標	16
事業計画に関する指標	58